○東北地方整備局告示第九十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米沢市窪田町小瀬字鎌倉下五六一番一から同市窪田町藤泉字高野一四一三番まで	前	三九・二〇～五七・六八メートル	〇〇・五七八キロメートル
	後	五八・五二～七四・〇六メートル	〇〇・五七八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市みずほ四〇番六から同市みずほ四六番八まで	前	一四・七〇～一六・七〇メートル	〇〇・二四六キロメートル
	後	一六・四〇～二九・五〇メートル	〇〇・二四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　七号

供用開始の区間　鶴岡市みずほ四〇番六から同市みずほ四六番八まで

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市水沢字行司免五九番一から同市水沢字割田四八番一まで	前	一三・九〇～二九・〇〇メートル	〇〇・二六七キロメートル
	後	一六・九〇～三七・九〇メートル	〇〇・二六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　四号

供用開始の区間　福島県岩瀬郡鏡石町久来石六一七番一から同町久来石六四七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山国道事務所

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　四号

供用開始の区間　会津若松市神指町大字北四合字東神指一四番二から同市神指町大字北四合字伊丹堂一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山国道事務所

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　四十九号

供用開始の区間　福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字坂下三五四番一から同町大字翁沢字下前田二一五番一まで

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山国道事務所

○東北地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第四十一号相馬都市計画緑地事業四号埒浜防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年東北地方整備局告示第四十一号の事業地のうち福島県相馬郡新地町大字埒木崎字埒浜、大字埒木崎字西田及び大字埒木崎字埒南浜田地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成二十五年東北地方整備局告示第四十一号の事業地のうち福島県相馬郡新地町大字埒木崎字埒浜地内において事業地を変更する。